

平成二十四年八月三十一日提出
質問第四〇〇号

在中国日本国特命全権大使襲撃事件に対する中国政府の対応に係る報道等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴 博

在中国日本国特命全権大使襲撃事件に対する中国政府の対応に係る報道等に関する質問主意書

本年八月二十七日、丹羽宇一郎駐中国日本国大使の公用車が襲撃を受け、我が国国旗が奪われるという事件が発生した。右に関し、同月三十一日付朝日新聞朝刊一面に、「丹羽大使妨害 起訴せず 中国、男を行政処分へ」との見出しの記事が掲載されている。右記事（以下、「朝日記事」とする。）を踏まえ、質問する。

一 中国において我が国を代表する立場にある丹羽大使が襲撃を受け、我が国国旗が奪われるという事件が生じたことにつき、政府としてどのような認識を有しているか。右は、日本国家に対する侮辱に該当するか。

二 一の事件が生じて以降、政府が採ってきた対応はどのようなものであるか、詳細に説明されたい。

三 「朝日記事」を政府、特に外務省は承知し、その内容を把握しているか。

四 「朝日記事」では、「中国政府関係者が三十日、朝日新聞の取材に明らかにした」としながら、北京公安当局が、同国の「治安管理処罰法」を適用し、一の事件の実行者を起訴することなく、行政処分を科す方針でいることが報じられているが、右は事実か。政府、特に外務省として、右の事実関係を把握してい

るか。

五 四が事実なら、それは適当か。我が国を代表して中国に赴任している大使が襲撃を受け、更に我が国の国旗が奪われるという事件を起こした者が起訴されず、また当該行為が刑事事件として審理されないというのは、我が国として受け入れられることか。

六 四が事実なら、政府、特に外務省として、中国側にどのような申入れを今後行うのか、または既に行っているのなら、どのような意見を誰が誰に対してどのような方法で伝えているのか、詳細に説明されたか。

右質問する。